

秦野市市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱 要領

この要領は、秦野市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

（使用の申込み等）

- 1 ロゴマークの使用を希望する者（承認を受けた使用内容を変更しようとする者を含む。）は、秦野市制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）申込書（第1号様式）に必要な書類を添付して申込みをし、あらかじめ承認を受けられるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本市又は本市議会その他関係機関が使用する場合
 - (2) 本市の職員又は市議会議員その他の関係機関の職員の名刺に使用する場合
 - (3) 本市が共催又は後援をする行事等において、その共催又は後援を示す目的で使用する場合
 - (4) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
 - (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
 - (6) その他申込みを必要としない理由があると認める場合

（使用承認）

- 2 ロゴマークの使用が本市のPRにつながると認めるときは、秦野市制施行70周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。
 - (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがある場合
 - (4) 特定の個人又は団体の営利又は宣伝のみを目的とする場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関している場合
 - (6) その他使用について適当でないと認める場合

3 前項の規定により使用の承認をしない場合は、「秦野市制施行70周年記念ロゴマーク不承認通知書（第3号様式）」により申請者に通知する。

（使用上の遵守事項）

4 ロゴマークの使用上の遵守事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ロゴマークの転貸、改変等応用使用をしないこと。
- (2) ロゴマークの使用期限は、令和7年12月31日までとする。
- (3) 使用の申込みをしたときに記載した使用目的以外の使用を禁止する。
- (4) ロゴマークを使用した物品等は、完成後、速やかに本市に提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) ロゴマークを使用した物品等を販売する場合の価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同額以下の価格とする。
- (6) ロゴマークを使用した物品等は、商標登録をしないこと。

（使用内容の変更）

5 第2項及び第3項の規定は、ロゴマークの使用内容を変更しようとする場合に準用する。

（使用承認の取消し）

6 使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認の取消しをすることができるものとする。この場合において、その取消しにより損害を生じることがあっても、本市は、その責任を一切負わないものとする。

- (1) この基準に違反し、又は違反することが判明した場合
- (2) 申請に虚偽又は不正があった場合
- (3) その他使用状況が不相当と認める場合

（ロゴマークの使用料）

7 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（ロゴマークを使用した物品等に関する責任）

8 ロゴマークを使用した物品等の安全性、品質等に関する一切の責任は、全てロゴマークを使用する者が負うものとする。

（損害賠償）

9 ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、本市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(事務担当)

1 0 ロゴマークに係る事務は、政策部企画主管課が担当するものとする。

(運用開始日)

1 1 この要領は、令和6年3月24日から運用する。